財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年６月 25 日
厚生労働省社会・援護局援護企画課

今般制定された、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令（令和８年厚生労働省令第 106 号）は、当該省令の制定時の根拠となっていた平成 26 年改正前の財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭和 28 年法律第 200 号）第二条第二項の規定が削除されていることに伴い、当該省令を廃止するものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第三十九条第四項第七号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～六（略）

七　命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八　（略）

担当：厚生労働省社会・援護局援護企画課